



鳥取県公報

令和4年2月22日（火）
号外第8号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（2）（議会事務局議事・法務政策課）・・・3

———公布された条例のあらまし———

◇鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生その他のやむを得ない事由により、委員会を開会する場所への参集が困難と判断される場合に、オンラインを活用した委員会の開会を可能とするため、開会の特例について定めた規定を整備する等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生その他のやむを得ない事由により、委員が委員会を開会する場所に参集することが困難であると認めるときは、オンラインを活用した委員会を開会することができる。
- (2) オンラインにより委員会に参加した委員長及び委員は、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- (3) オンラインを活用した委員会に関するその他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

て準用する。この場合において、第10条の2第1項から第3項までの規定中「委員」とあり、及び同項中「委員長及び委員」とあるのは、「説明者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。